

第二期けんこう帯広 21 の計画期間の延長について

1 計画期間の延長理由について

健康増進法では、「市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」としており、第二期けんこう帯広 21 の計画期間は、第二次となる健康日本 21 の計画期間と同様に、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間としている。

今般、国は、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため、医療費適正化計画等の期間と現計画に続く次期健康日本 21 の計画期間を一致させること等を目的とし、現計画を令和 5 年度までの 1 年間の延長としたほか、北海道は、健康増進計画である「すこやか北海道 21」の計画期間を同様に令和 5 年度まで延長した。

このため、次期けんこう帯広 21 については、国の新たな基本方針及び北海道の次期計画を勘案して策定することから、現計画期間を 1 年間延長し、令和 5 年度までとするものである。

また、平成 28 年 3 月に自殺対策基本法で市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられ、現計画では健康増進計画と自殺対策計画を一体的に策定していることから、自殺対策計画の現計画期間についても 1 年間延長するものとし、本年夏頃に示される国の自殺総合対策大綱や、令和 5 年度からを予定とする次期北海道自殺対策計画を踏まえて、次期計画の策定を行う。

なお、いずれの計画も、変更後の計画期間において、従前から掲げている目標の達成に向けた取り組みを継続していく。

2 計画期間について

変更前	変更後
平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間	平成 25 年度から令和 5 年度までの 11 年間

3 今後のスケジュール（案）

- 令和 4 年度 アンケート調査及び最終評価
- 令和 5 年度 第三期けんこう帯広 21 策定
- 令和 6 年度 第三期けんこう帯広 21 計画開始